

**平成23年度（2011年度）第2回横須賀市情報公開審査会  
「公文書公開制度の運用について（第2回）」議事録**

- ・ 日 時 平成23年5月23日（月）10:00～11:00
- ・ 場 所 横須賀市消防局庁舎3階消防第2会議室
- ・ 出席委員 原田委員長 三浦委員 遠藤委員 千賀委員 望月委員
- ・ 事務局 行政管理課 尾澤課長 鈴木主査 清水 斉藤
- ・ 傍聴者 なし（議題（1）は公開会議として行われた。）

## 1 開 会

## 2 議 題

### （1）公文書公開制度の運用について

平成23年4月に衆議院に提出された情報公開法改正案の概要について、配付資料に基づき、事務局が報告を行った。

<質疑応答>

（委員）法改正に合わせて条例改正を行うことを予定しているのか。

（事務局）法案の動向を見ているところであるが、前回の会議で諮問した事項に追加して諮問することもありえる。

（委員長）本件については、関連事項として事務局から報告を受けたが、今後の法案の動向を注視することとしたい。

<各委員>了承

続いて、前回の審査会において、横須賀市長から諮問を受けた内容について審議を行った。

<審議事項>

（委員長）諮問を受けた各事項について検討を行いたい。個人に関する情報（第7条第1号関係）については、カルテ、感想文、著作物などの個人が識別されない情報であっても、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報については、非公開情報として明記するというものである。

（委員）実施機関から説明を受けた類型においては、個人の人格権を侵害するおそれがある情報と著作権などの財産権を侵害するおそれがある情報の二つの側面があると考えられるため、両者を区別して考え方を整理する必要があるのではないか。

（委員）個人の人格権を侵害するおそれがある情報と財産権を侵害するおそれがある情報を区別して考えるということか。

（委員）そのとおりである。財産権であれば、法人等に関する情報においては、当該法人等のノウハウや意匠性という観点から非公開としているため考え方を整理しやすいとしても、個人の人格権を侵害するおそれがある情報については、個人識別性がない情報から、どのように人格権が侵害されるのか、考え方を整理することが難しい。

（委員）個人識別情報型とプライバシー型の考え方の整理も必要となるのではないか。

**(委員長)** 個人の人格権を侵害するおそれがある情報と財産権を侵害するおそれがある情報については、次回以降も継続的に検討を行いたい。

**<各委員>** 了承

**(委員長)** 災害時等における延長規定の整備（第11条第5項関係）について、緊急を要する事務が終了する期間まで延長するという規定を追加するというものである。

**(委員)** 本件については、東日本大震災に係る状況を想定していると思われるが、災害その他やむを得ない事由というのはどのような状況を想定しているのか。

**(事務局)** 実施機関の職員が、災害に係る救助活動や避難所の運営業務に専属しているような状況を想定している。

**(委員)** 今回の震災の被災地においては、どのように対応しているのでしょうか。

**(事務局)** 物理的な被害が庁舎に及んだ場合は、何らかの通知すらできない状況もあると思われる。

**(委員)** 大規模な災害時においては、このような延長規定の有無に関わらず、公開請求に対応できない状況があると思われる。

**(委員)** 緊急を要する業務が終了するときまで延長するとのことであるが、延長することができる最長の期限を明記するべきではないのか。また、直下型の震災などによって復旧の見通しが立たない状況下においては、当初想定していた延長期限を超えるような場合や、延長期限の設定すらできないような状況もあるのではないのか。

**(事務局)** 現行の規定における事務処理上困難な場合の延長措置については、請求者に対して理由を示して諾否決定期間の延長を通知したうえで、60日以内に諾否決定をするところであるが、新たに追加する規定においては、緊急を要する業務が終了する合理的な期間を、請求ごとに定めて延長することを想定している。

**(委員)** 延長するための明確な基準や期間を規定し、6か月や1年を延長したとしても、当該公開請求に対応しきれない状況が継続していくことがあり得るのではないのか。合法的に延長する根拠を担保するとしても、壊滅的な状況が継続するとなると、いつまでに諾否決定ができるということを決められないため、延長することができる最長の期限については、規定しようがないと思われる。

**(委員)** 庁舎が流されてしまうということは、どの条例においても想定外のことであって、個別の条例において規定する範囲を超えているのではないのか。延長することができる最長の期限を設けるかどうかを議論する前に、想定外のことで想定して、このような延長規定を設ける必要があるのか。

**(委員)** 延長規定を適用する要件についても、十分な検討が必要ではないか。災害だから延長ということでは、濫用されるおそれがある。想定外の事態を条例に規定するのであれば、延長できる期限を規定できなくても仕方ないとも考えられる。

**(委員)** 近隣自治体が被災した場合も含まれるのか。

**(事務局)** 範囲については狭めたいと考えている。60日以内に対応できるのであればできる限り対応したい。また、適用する要件については、救援、救助、避難所の運営などの業務に特化しているような状況に限定したい。

**(委員)** 請求者側にとって、通知した期限を過ぎたらどのような効果が発生するのか。請求者が不服申立てや訴訟に移行する時期が不明確ではないか。現行の規定において、諾否決定期間

内に処理できていないものはあるのか。

**(事務局)** 期間内に処理できなかった事例はない。現行の規定においても、仮に期間内に処理できなかったとしたら、不作為による不服申立てや訴訟が想定される。

**(委員)** 想定を超える事態においては、何らかの意思決定すらできないような状況もあり得るのではないか。

**(委員)** 延長できる最長の期限を区切らないと、あまりに長期にわたり延長された場合においては、請求者は、次の段階へと進むことができないことになってしまう。

**(委員長)** 延長できる最長の期限を区切ることと、延長措置の適用要件などの考え方については、次回以降も継続的に検討を行いたい。

**<各委員>** 了承